

第1回 医療観察法地域連絡会議 資料

(平成26年2月27日)

滋賀県立精神医療センター

医療観察法 全国の状況

医療観察法の地方裁判所の審判の終局処理の状況

■ 地方裁判所の審判の終局処理人員

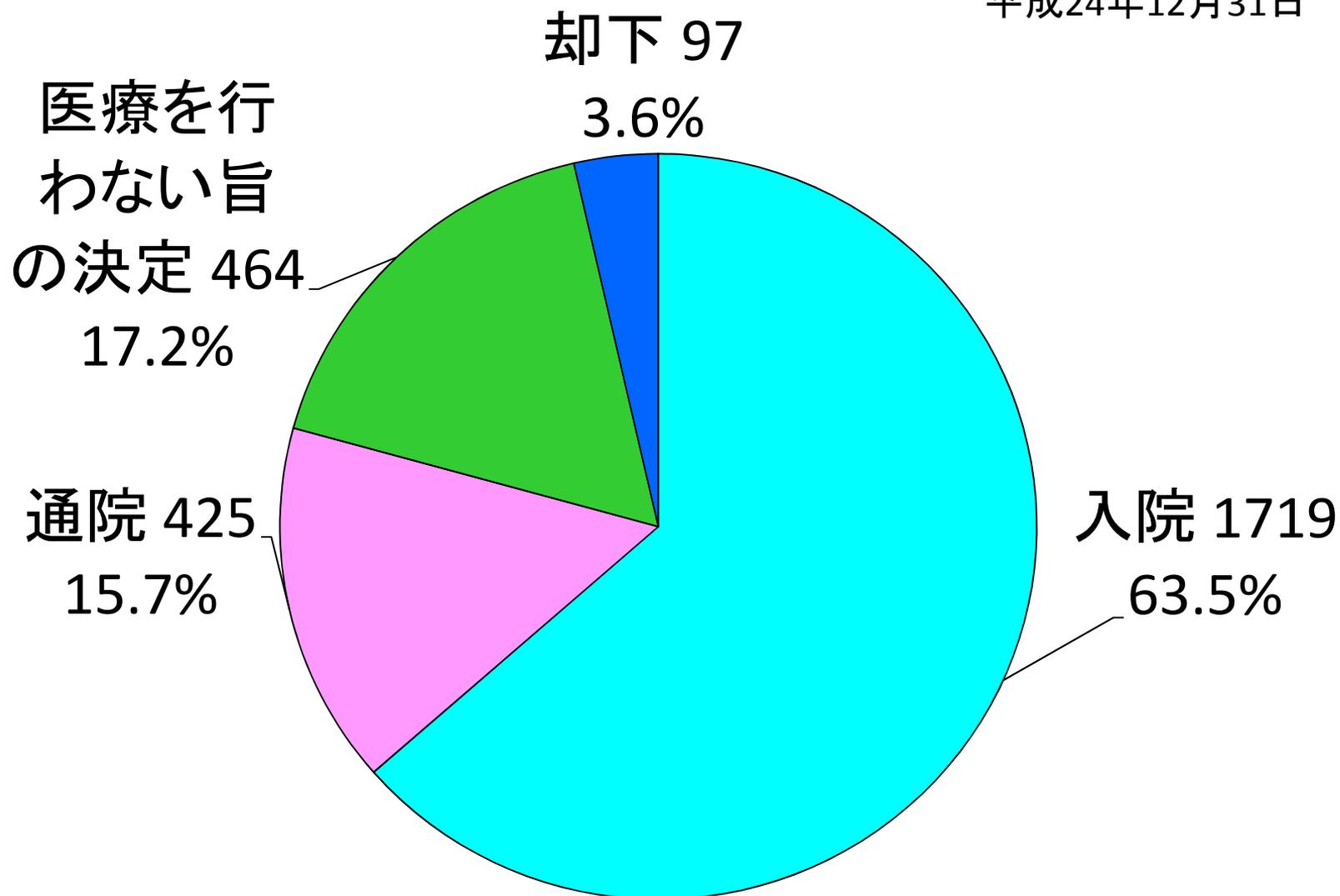
(H17.7.15からH24.12.31までの状況)

◇ 終局処理人員総数	2,724
・ 入院決定	1,719
・ 通院決定	425
・ 医療を行わない旨の決定	464
・ 却下	
－ 対象行為を行ったとは認められない	9
－ 心神喪失者等ではない	86
・ 取下げ	19
・ 申立て不適法による却下	2

※犯罪白書の各年ごとのデータを滋賀県立精神医療センターで集計

医療観察法の地方裁判所の 審判の終局処理の状況

平成24年12月31日



医療観察法の入院対象者の状況

(H25.3.31現在)

■ステージ別、男女別内訳	男性	女性	合計
急性期	69名	31名	100名
回復期	277名	85名	362名
社会復帰期	174名	34名	208名
合計	520名	150名	670名

■疾病別(主)、男女別内訳	男性	女性	合計
F0 症状性を含む器質性精神障害	10名	2名	12名
F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	34名	6名	40名
F2 統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害	445名	116名	561名
F3 気分(感情)障害	12名	18名	30名
F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	0名	3名	3名
F6 成人のパーソナリティおよび行動の障害	3名	3名	6名
F7 精神遅滞[知的障害]	5名	1名	6名
F8 心理的発達の障害	10名	1名	11名
G4 挿間性及び発作性障害(てんかん)	1名	0名	1名

※疾病名は指定入院医療機関による診断(主病名)

※国際疾病分類第10改訂版(WHO作成)に基づいて分類

(厚生労働省 医療観察法医療体制整備推進室調)

医療観察法の医療機関等の状況

1 指定入院医療機関の指定数（H25.11.1現在）

- ・指定数：30か所（791床）

※詳細な整備状況は「指定入院医療機関の整備状況」

2 指定通院医療機関の指定数（H25.9.30現在）

- ・指定数：2,983か所

※都道府県別の指定状況は「指定通院医療機関の指定状況」

3 鑑定入院医療機関の推薦数（H25.3.31現在）

- ・推薦数：276か所

4 精神保健判定医等の推薦数（H24.12.31現在）

- ・精神保健判定医の推薦数：1,026名
- ・精神保健参与員の推薦数：777名

滋賀県立精神医療センターにおける 医療観察法病棟整備の経緯について

医療観察法病棟整備の経緯について

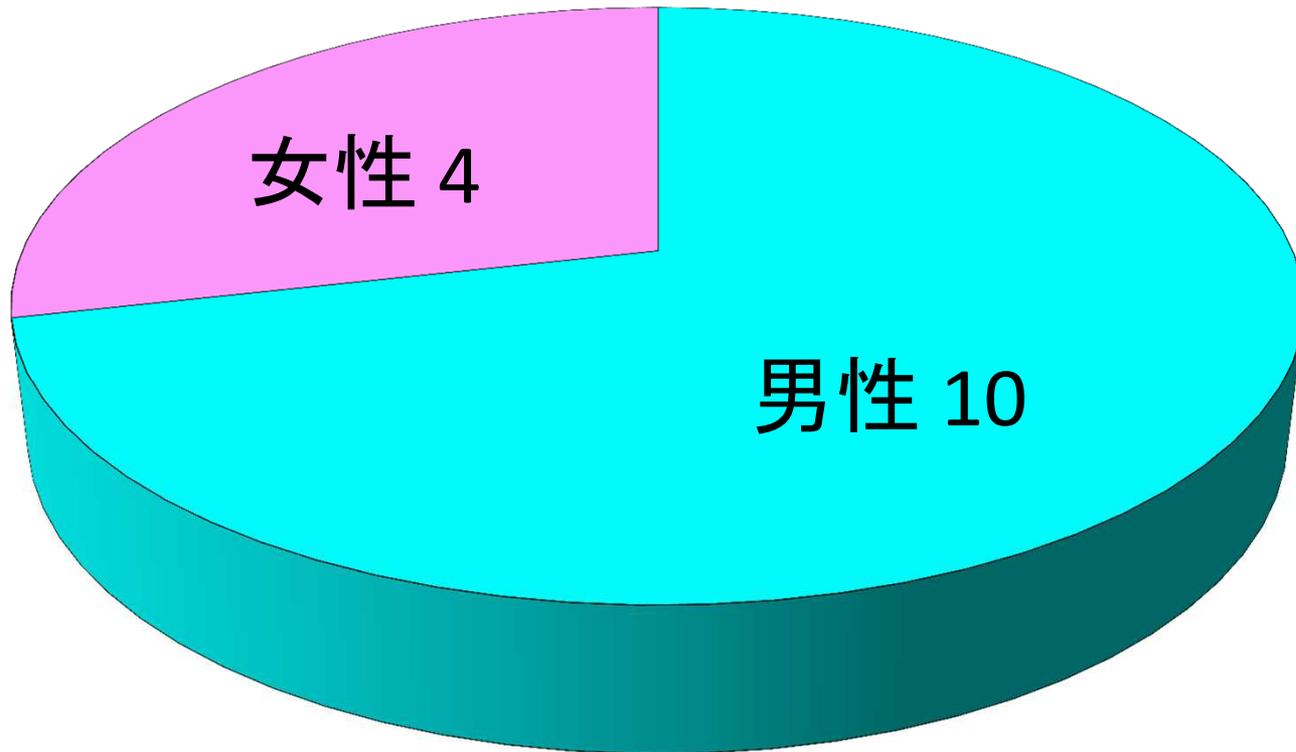
経緯

- 平成17年7月 「医療観察法」の施行（以降、都道府県に対して国から整備要請）
- 平成22年9月 滋賀県精神保健福祉審議会から整備を具申される
補正予算で設計費計上
- 平成23年1月 基本設計開始
- 2月 25年4月開棟を目指し、平成23～24年度の工事費を予算計上
- 6～9月 近隣地区への説明会実施
- 9月 反対署名提出（11月提出分と合わせ3600筆）
- 11月 着工予定を遅らせる。
知事メッセージ「精神障害者の社会復帰のために」公表
- 平成24年1月 知事から定例記者会見で、着工についての発表
- 3月 先行工事 着工
- 4月 本体工事 入札公告（5月29日開札）
- 5月 住民監査請求 提出
- 7月 住民監査請求 監査結果の通知（却下）
本体工事 契約
周辺自治会へ工事説明会開始
- 8月 住民訴訟 訴状提出
本体工事 着工
- 平成25年2月 平成25年度の工事費を予算計上
- 9月 建物引渡し
- 11月 医療観察法病棟 開棟

滋賀県立精神医療センター 入院対象者の状況

平成26年2月27日現在

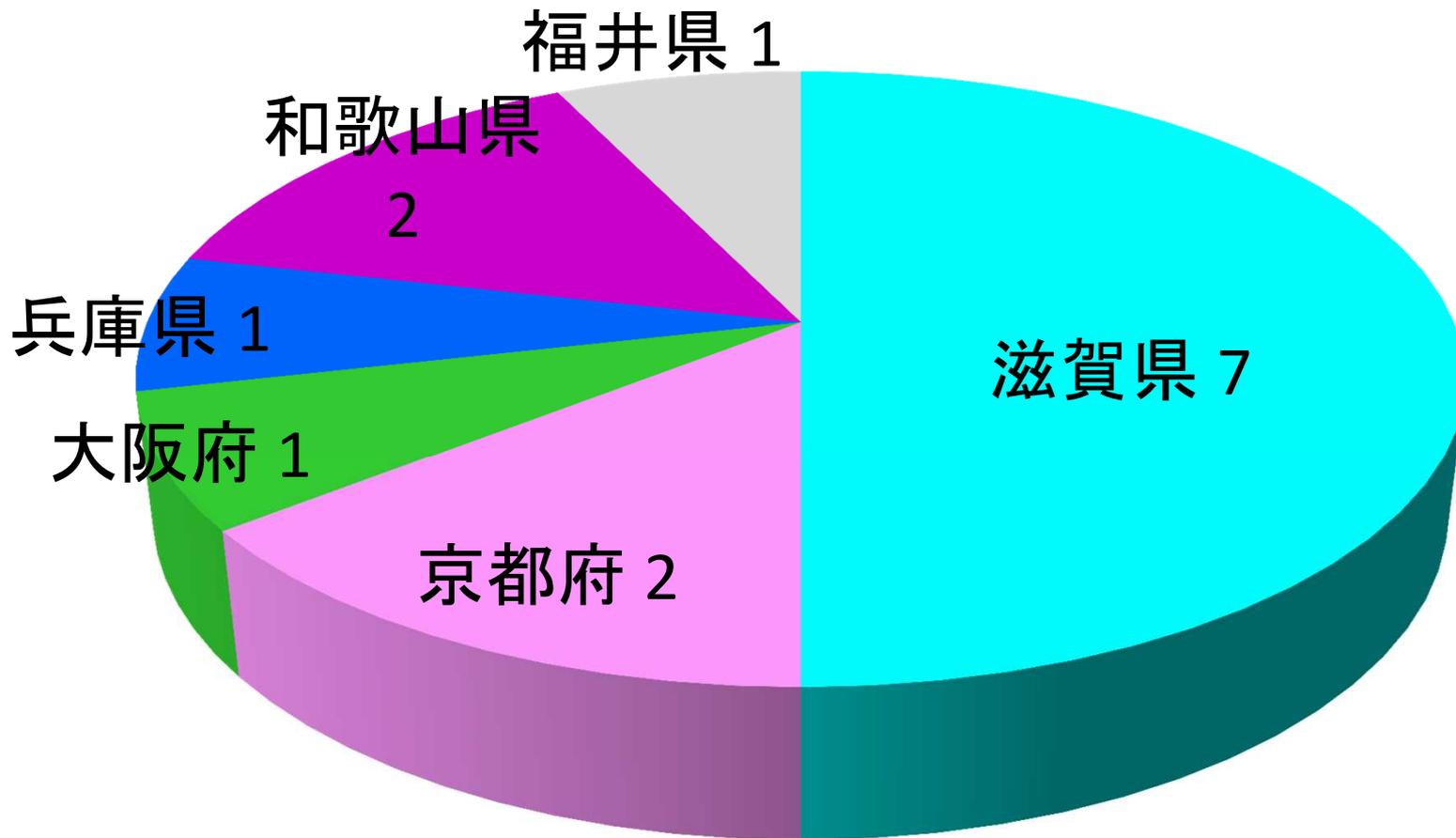
入院対象者数：性別内訳



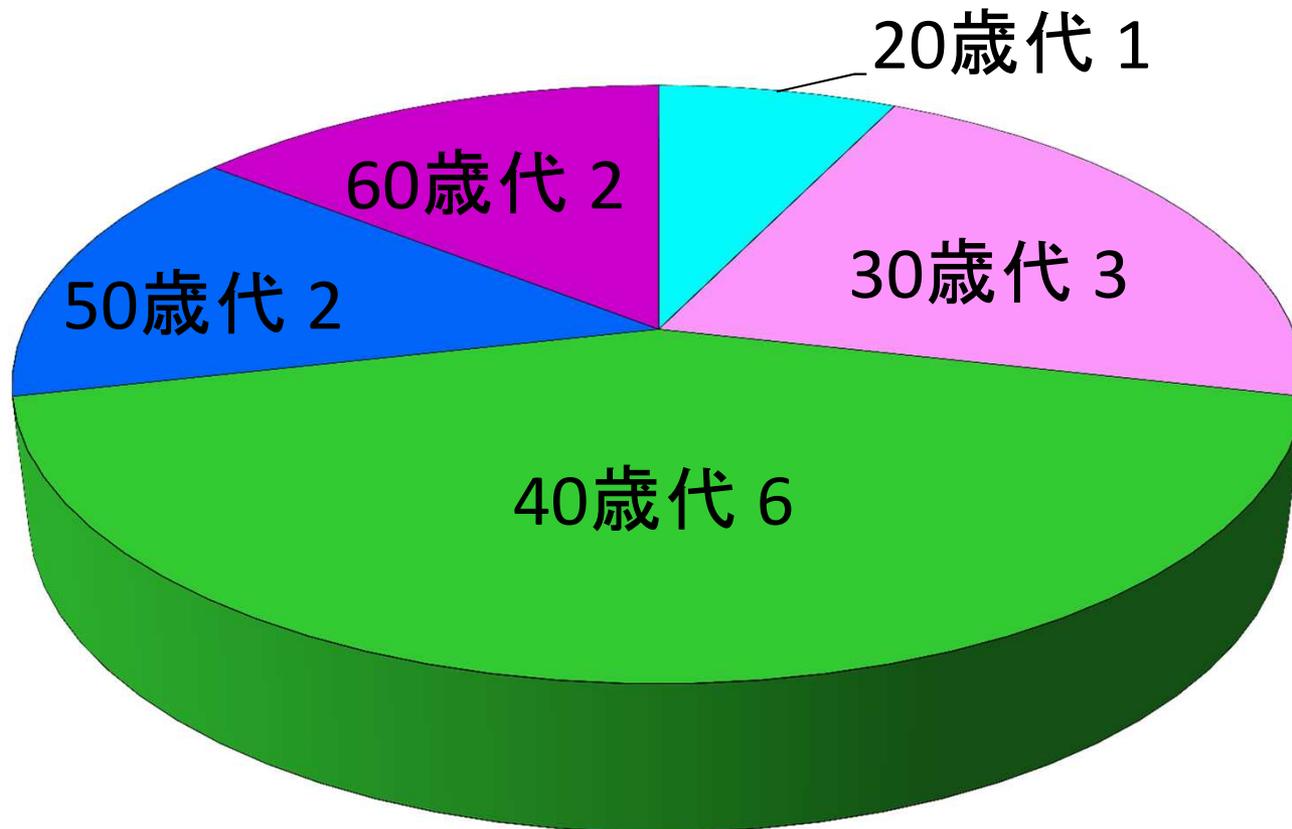
対象者数：14名

平成26年2月27日現在

入院対象者:出身地別内訳



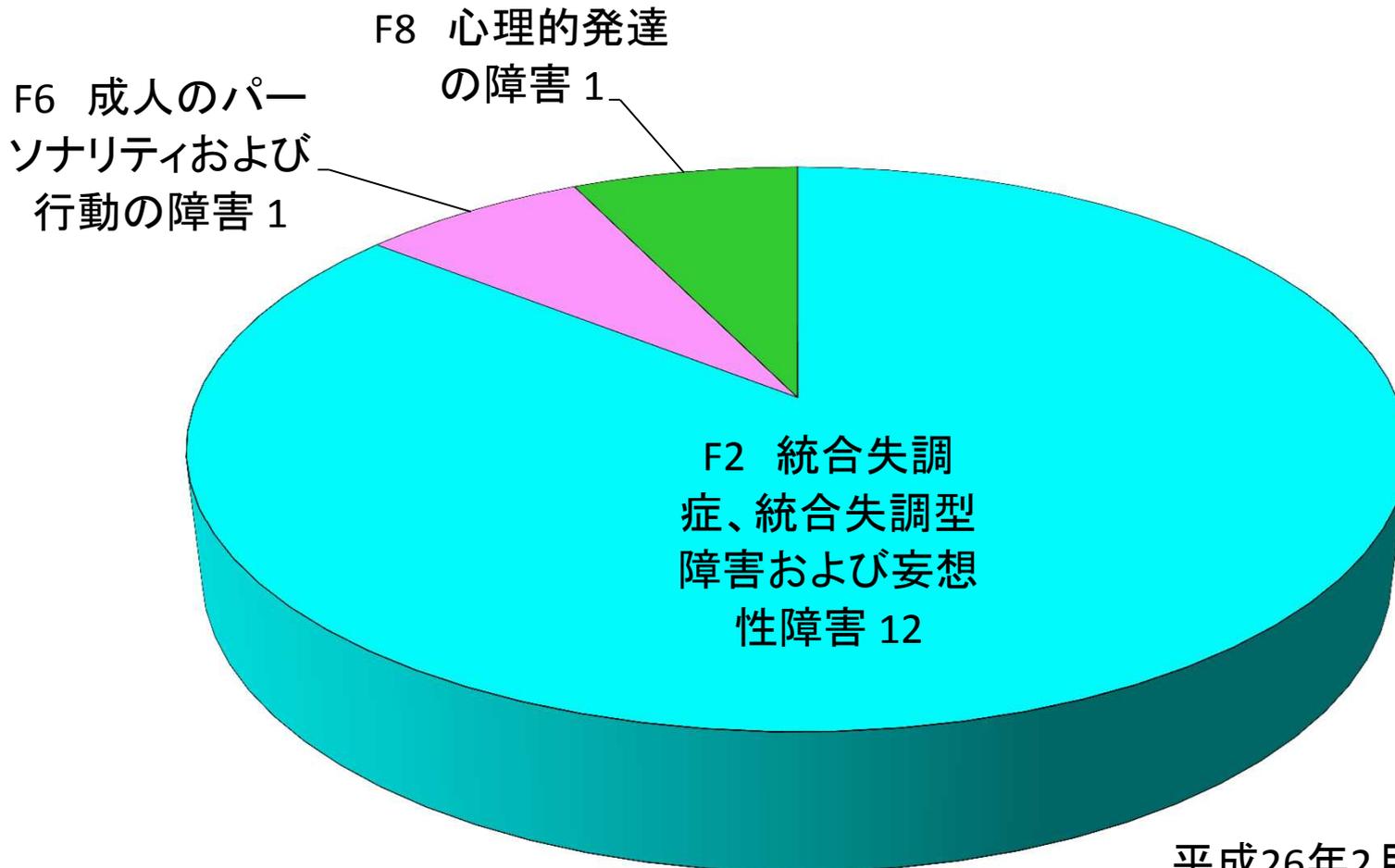
入院対象者：年齢構成別内訳



平均年齢：45.3歳

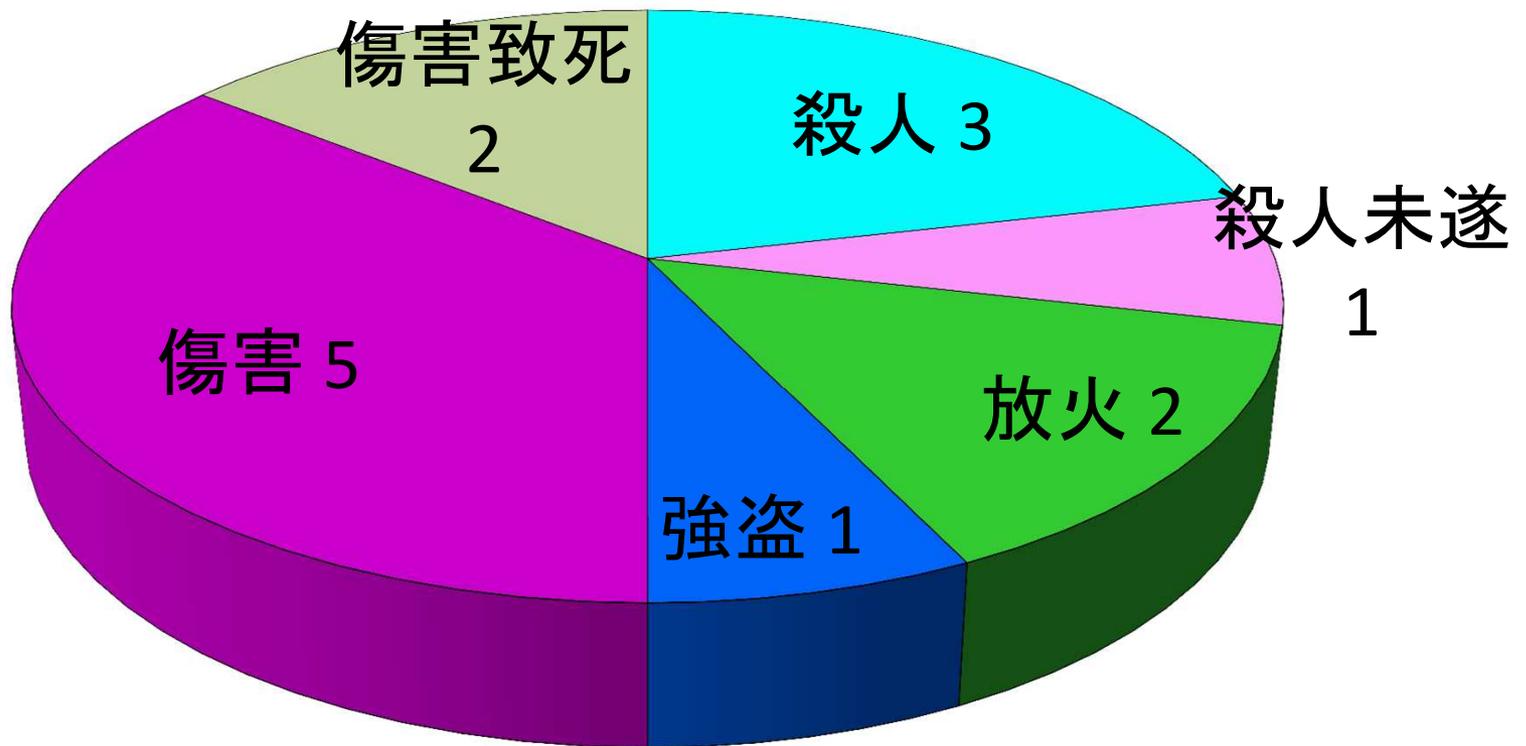
平成26年2月27日現在

入院対象者：疾病別内訳



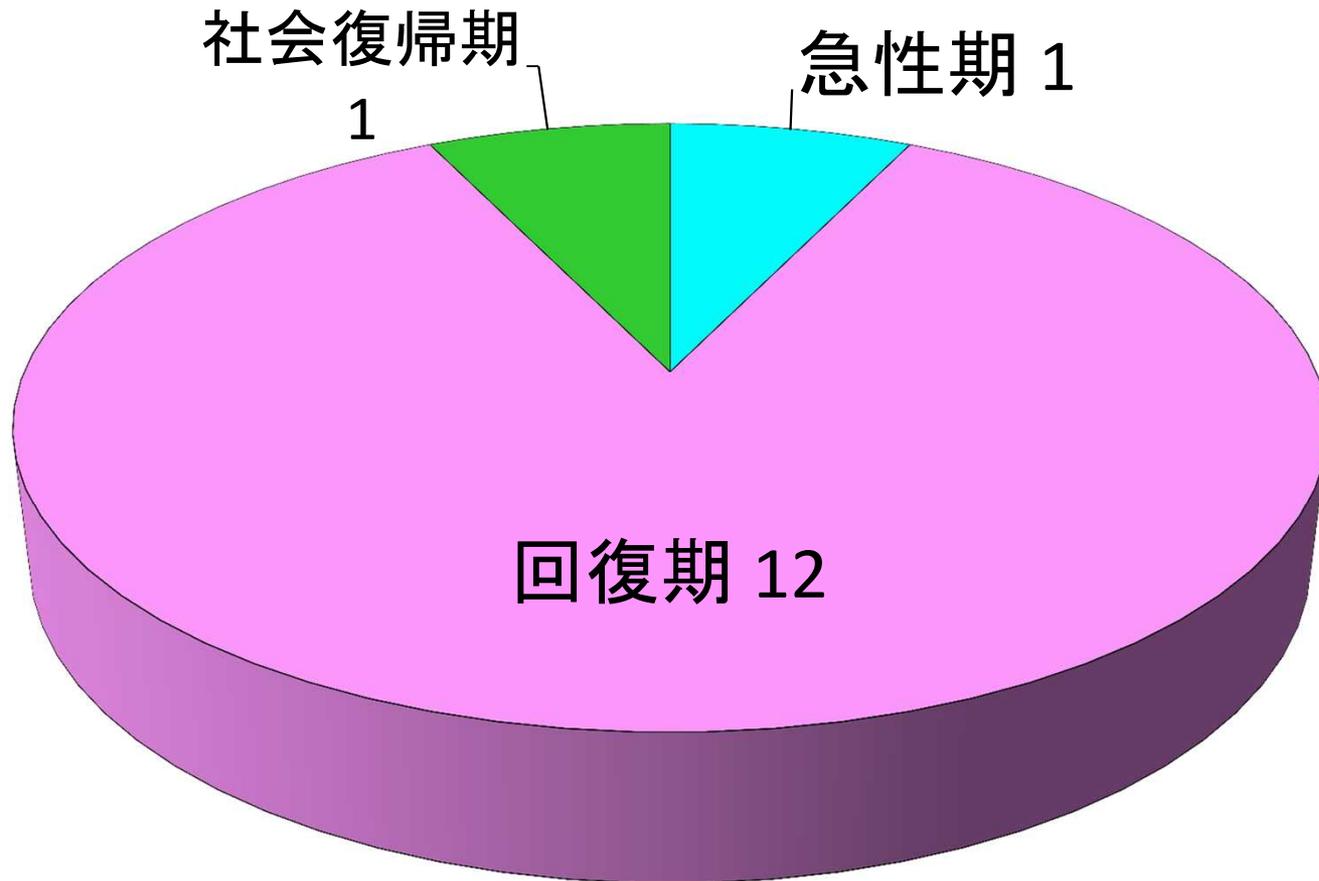
平成26年2月27日現在
※入院時の主診断による。

入院対象者：対象行為別内訳



平成26年2月27日現在

入院対象者：治療ステージ別内訳



平成26年2月27日現在

滋賀県立精神医療センター 外出・外泊訓練の状況

平成26年2月27日現在

回復期から開始するもの

院内散歩(売店、グラウンド) 13件(7名)

院外外出 4件(4名)

社会復帰期から開始するもの

外泊 なし

その他(他科受診等)

歯科受診 10件(4名)

これまでに行った安全対策について

1. 玄関入口の安全対策

(1) 入り口の一元化

(2) 二重扉

(3) 病院本体とは別に警備員室を設置

2. カードキー

(1) ICカードによるカードキーの導入

3. 職員による監視体制の整備

(1) スタッフステーションから目の届きやすい
建物構造

(2) 監視モニターを設置

(3) セキュリティーナーズの設置

4. 窓の防犯対策

- (1) 複層防犯ガラスの採用
- (2) ルーバーの設置

5. 病棟建物内の区画管理

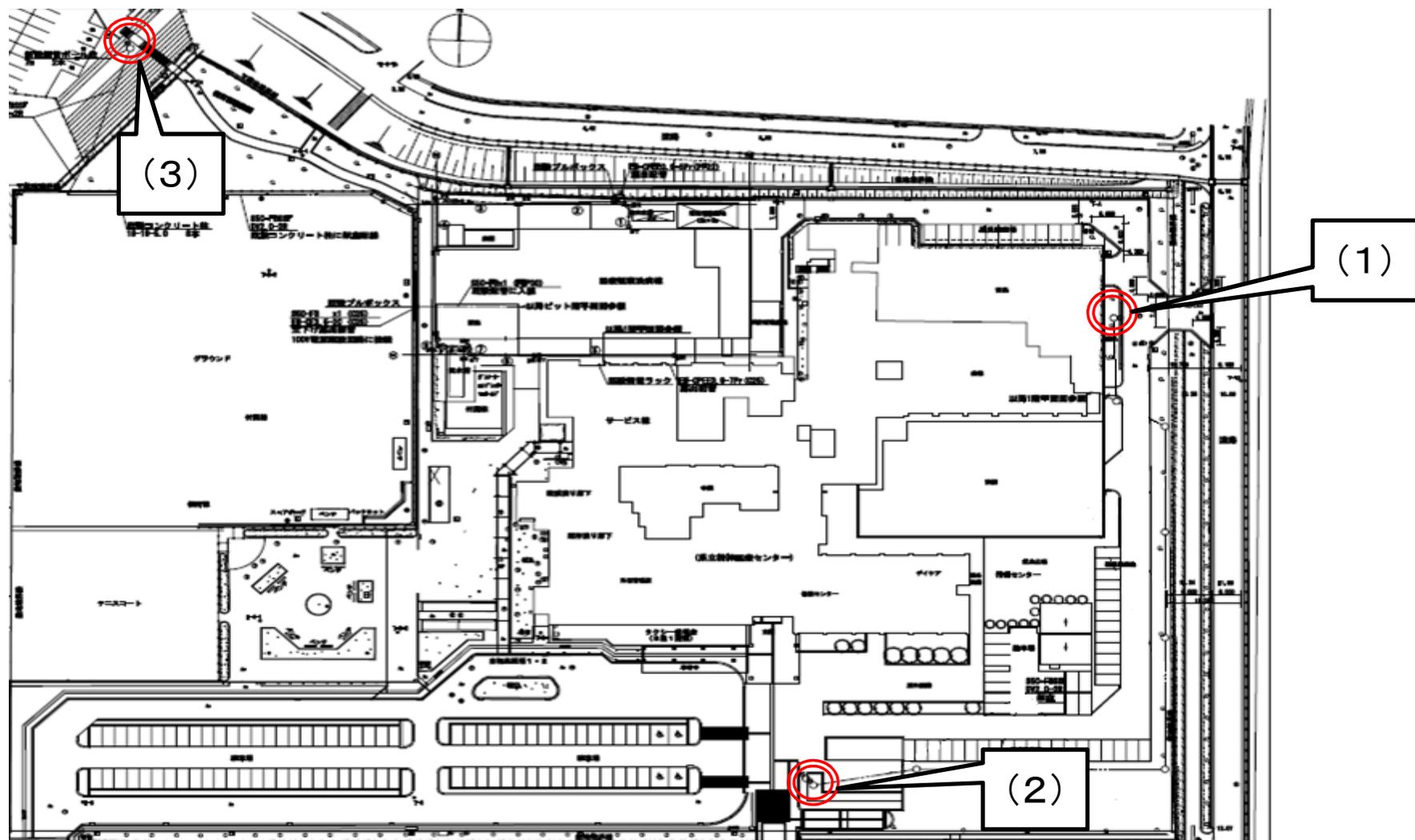
- (1) 対象者の居住エリアを限定
- (2) 1階への移動に制限(職員が所持するカードキーが必要)
- (3) 急性期エリアを区画可能とする建物構造

6. 病棟外部の無断退去対策

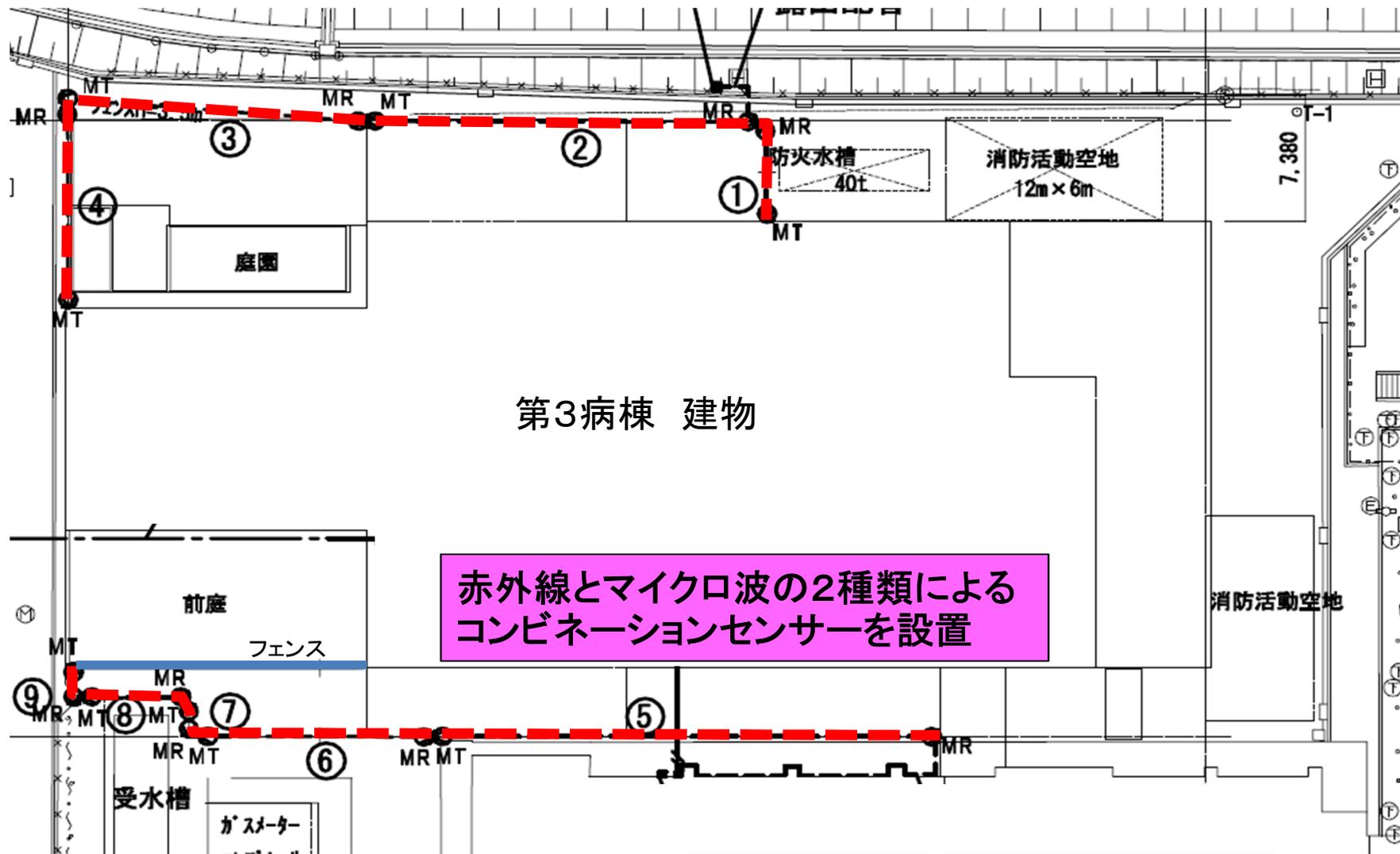
- (1) 病棟周囲に高さ4.0mのフェンスを設置
- (2) 樋や壁等、脱出する際の足場とならないよう配慮

新たな安全対策について

1 精神医療センター出入口に防犯カメラを設置(3か所)



2 第3病棟周囲のフェンスにセンサーを設置(9区間)



医療観察法病棟における 治療について

医療観察法病棟における治療

精神科薬物療法

精神科特殊治療

抵抗性統合失調症の薬物療法（クロザピンによる治療）

mECT（修正型電気痙攣療法）

精神療法

心理療法（認知行動療法など）

集団治療プログラム

個人治療プログラム

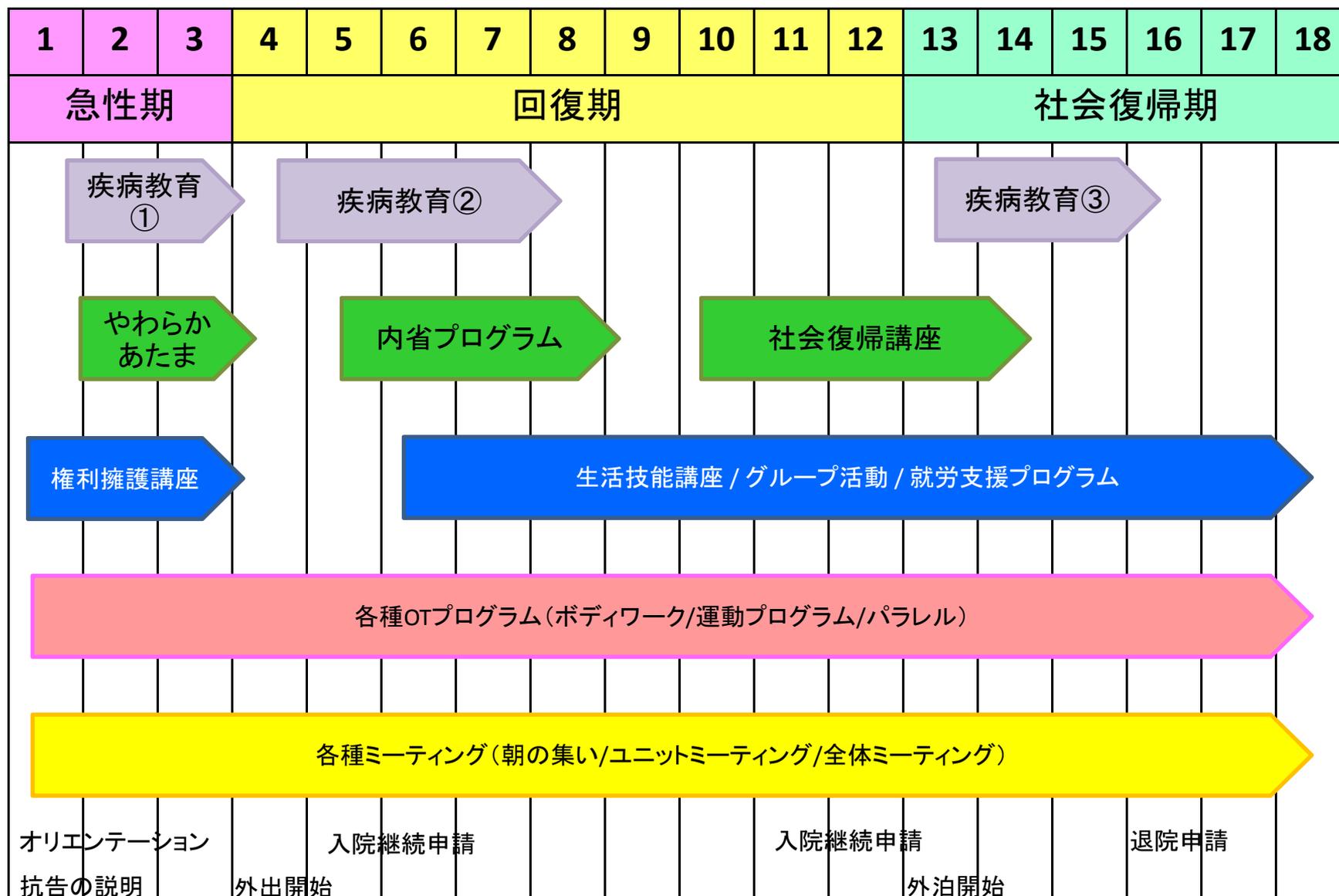
疾病教育・服薬自己管理

作業療法

社会復帰訓練（院内散歩・外出・外泊）

治療プログラム ロードマップ

滋賀県立精神医療センター



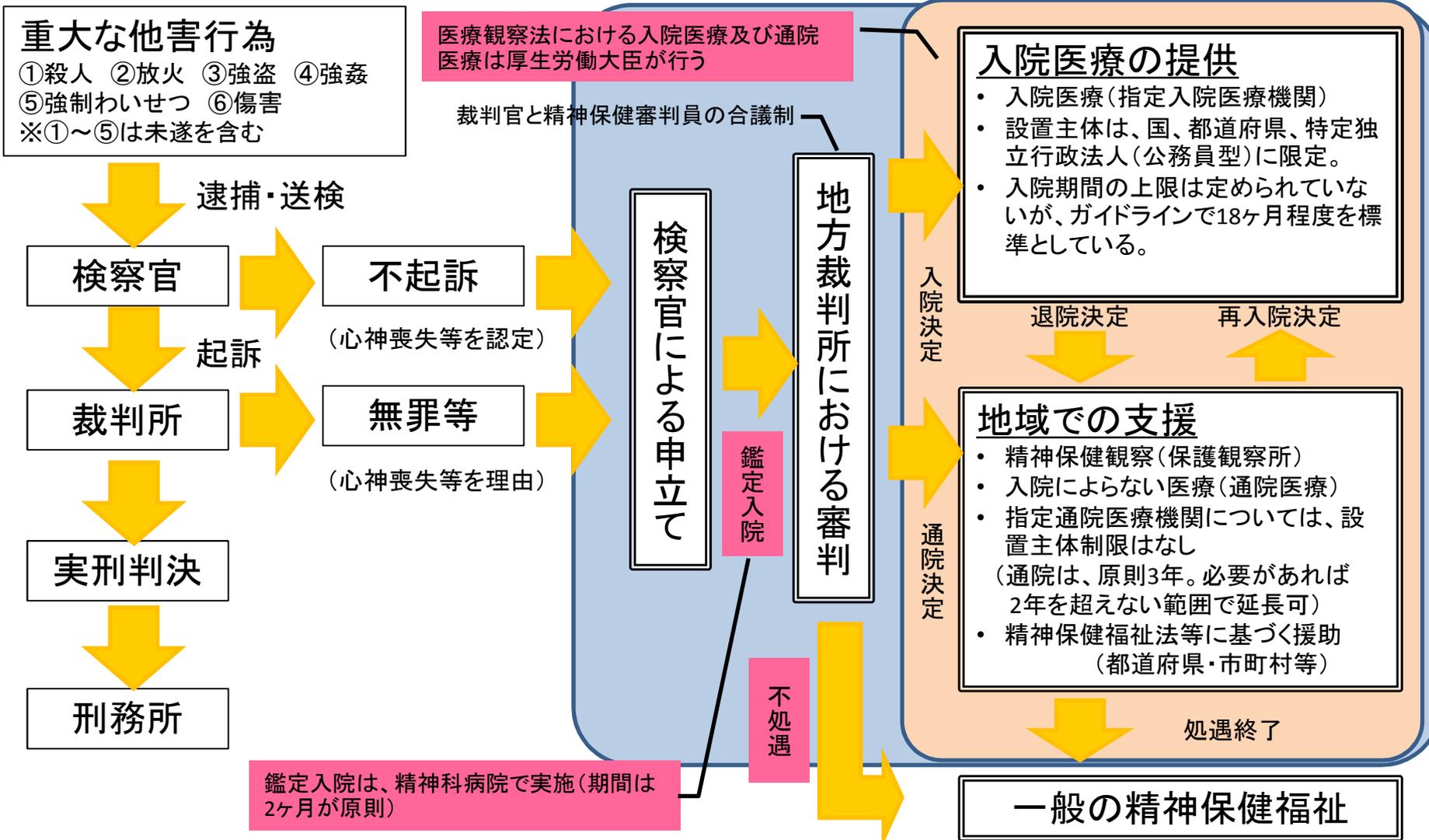
参考資料

医療観察法のしくみ

(制度は、法務省・厚生労働省共管)

平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行

心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。



入院処遇の概要

適切かつ効率的な専門医療を提供

薬物療法は多剤併用を避け、精神療法は認知行動療法を中心とするなど、現在入手できる最良のエビデンスに準拠するとともに、クリティカルパスの視点を導入

多職種チームによる手厚い医療

医師、看護師をはじめ、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者がそれぞれの職能を発揮し、多職種チームによる治療計画を策定

医療の質や地域連携を確保する組織形態を整備

外部委員を含めた倫理会議、外部評価会議や地域連絡会議、運営会議、治療評価会議を設置

問題を前向きに解決する意欲や社会で安定して生活する力を高める

ICF(国際生活機能分類)と互換性を有する共通評価項目を策定し、社会復帰要因を様々な角度から評価、「怒りのマネジメント」といった自立支援的観点による医療をも提供

原則として対象者の地元にもっと近い病棟

入院

急性期
3ヶ月

回復期
9ヶ月

社会復帰期
6ヶ月

通院医療へ

おおむね18ヶ月以内を想定(症状の軽い場合は早期退院)

通院処遇の概要

通院医療は地域における処遇の一部

指定通院医療機関による医療は、保護観察所がとりまとめる処遇の実施計画に基づき行われる

対象者の病状に応じた専門的な医療を提供

多職種による継続的な病状評価を実施しながら、訪問看護やデイ・ケア、集団療法等の組み合わせによる医療提供

他の医療・保健・福祉の社会資源との連携

社会復帰調整官をコーディネーターとして、地域の障害福祉サービスを行う施設や保健所・精神保健福祉センター等の行政機関との有機的な連携を確保

対象者の一時的な症状悪化に対し、入院医療を提供することも想定

精神保健福祉法の入院制度も活用した危機介入

原則として対象者の地元

通院

通院前期
6ヶ月

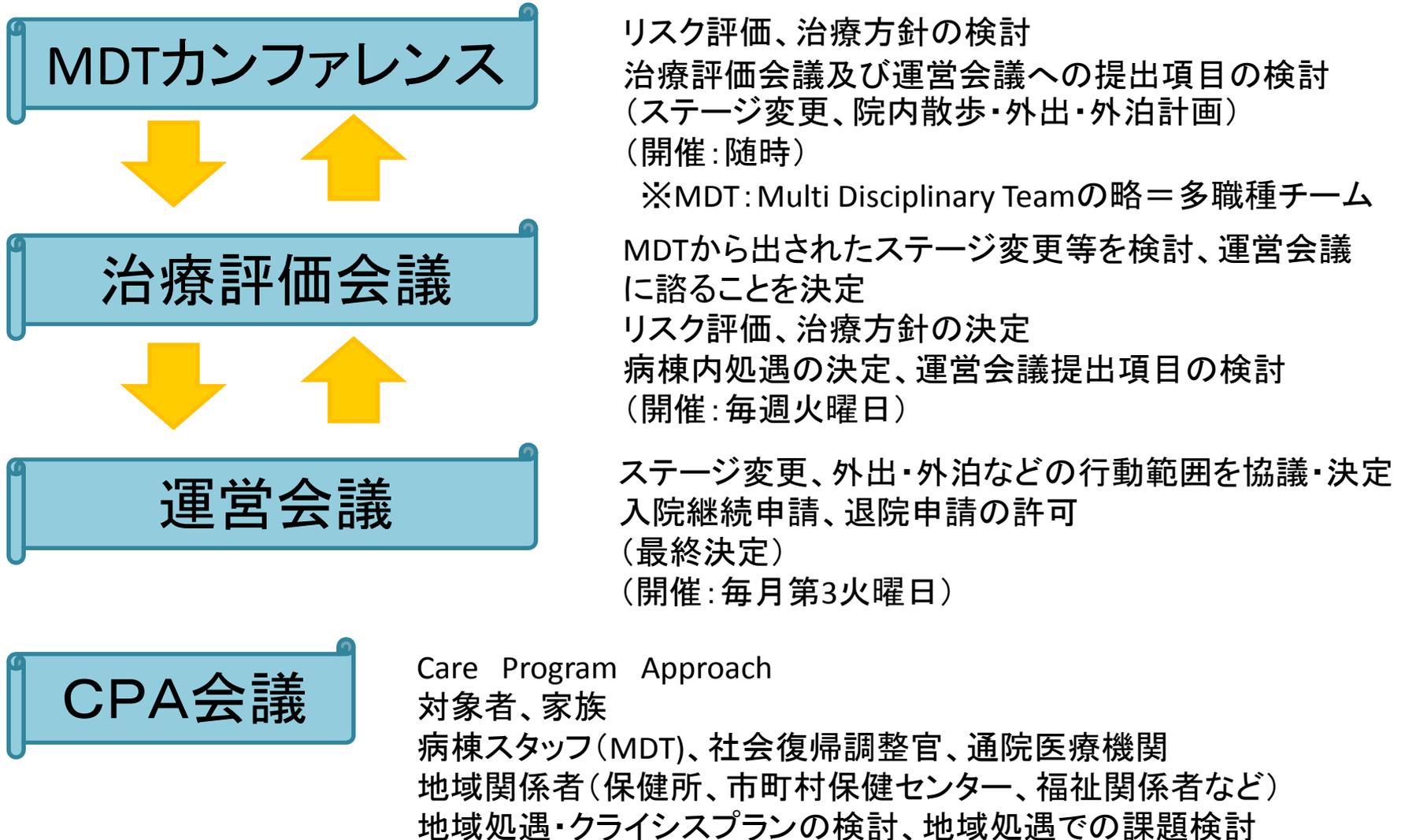
通院中期
18ヶ月

通院後期
12ヶ月

処遇終了 →
一般精神医療へ

本法律による通院期間は、原則3年間(最大5年間)

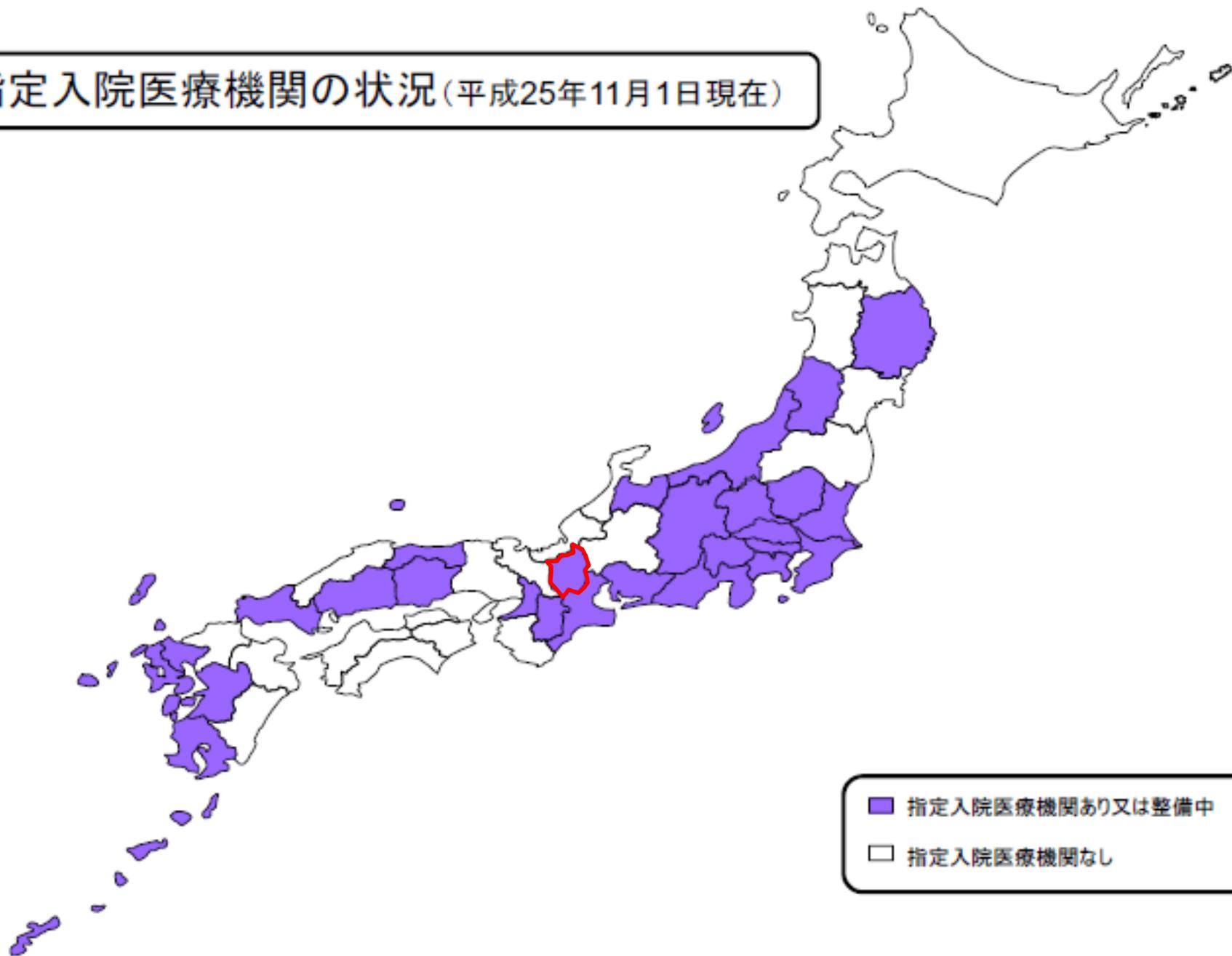
医療観察法病棟での処遇決定に関する会議



外部との定期協議

1. 倫理会議(2回/月:第1・第3火曜日)
非同意の治療行為、隔離拘束などの行動制限
mECT等の報告・評価・承認
2. 地域連絡会議(1回/年:2月)
 - 地元関係機関等と円滑な業務関係構築
3. 外部評価会議(2回/年:9月・3月)
 - 運営状況や治療内容に関する情報交換
 - 病棟運営の透明性確保

指定入院医療機関の状況(平成25年11月1日現在)



指定入院医療機関の整備状況

1. 国関係

平成25年11月1日現在

※ は稼働中の指定入院医療機関

①国立病院機構花巻病院(岩手県)	33床	<input type="checkbox"/>
②国立病院機構下総精神医療センター(千葉県)	33床	<input type="checkbox"/>
③国立精神・神経医療研究センター病院(東京都)	66床	<input type="checkbox"/>
④国立病院機構久里浜医療センター(神奈川県)	50床	<input type="checkbox"/>
⑤国立病院機構さいがた病院(新潟県)	33床	<input type="checkbox"/>
⑥国立病院機構北陸病院(富山県)	33床	<input type="checkbox"/>
⑦国立病院機構小諸高原病院(長野県)	17床	<input type="checkbox"/>
⑧国立病院機構東尾張病院(愛知県)	33床	<input type="checkbox"/>
⑨国立病院機構榊原病院(三重県)	17床	<input type="checkbox"/>
⑩国立病院機構大和精神医療センター(奈良県)	33床	<input type="checkbox"/>
⑪国立病院機構鳥取医療センター(鳥取県)	17床	<input type="checkbox"/>
⑫国立病院機構賀茂精神医療センター(広島県)	33床	<input type="checkbox"/>
⑬国立病院機構肥前精神医療センター(佐賀県)	33床	<input type="checkbox"/>
⑭国立病院機構菊池病院(熊本県)	23床	<input type="checkbox"/>
⑮国立病院機構琉球病院(沖縄県)	33床	<input type="checkbox"/>

(病床数は予備病床を含む)

指定入院医療機関の整備状況

2. 都道府県関係

※ は稼働中の指定入院医療機関

①茨城県立こころの医療センター	17床	
②栃木県立岡本台病院	18床	
③群馬県立精神医療センター	16床	
④埼玉県立精神医療センター	33床	
⑤東京都立松沢病院	33床	
⑥神奈川県立精神医療センター 芹香病院	33床	
⑦山梨県立北病院	5床	
⑧長野県立こころの医療センター 駒ヶ根	6床	
⑨静岡県立こころの医療センター	12床	
⑩滋賀県立精神医療センター	23床	
⑪大阪府立精神医療センター	33床	
⑫岡山県精神科医療センター	33床	
⑬山口県立こころの医療センター	8床	
⑭長崎県病院企業団長崎県精神医療センター	17床	
⑮鹿児島県立始良病院	17床	
⑯山形県立鶴岡病院		整備中
⑰愛知県立城山病院		整備中

※病床整備の現状: 791床 [うち国関係: 487床 都道府県関係: 304床] (平成25年11月1日現在)

(病床数は予備病床を含む)

指定通院医療機関の指定状況

都道府県名	平成25年9月30日現在指定数				
	病院	診療所	薬局	政令1条 (訪問看護)	計
北海道	34	2	18	2	56
青森県	9	1	145	1	156
岩手県	6	0	5	0	11
宮城県	9	3	6	4	22
秋田県	3	0	329	1	333
山形県	8	2	9	2	21
福島県	8	1	170	2	181
茨城県	16	0	381	4	401
栃木県	7	0	3	1	11
群馬県	4	0	150	2	156
埼玉県	11	0	103	5	119
千葉県	12	0	82	2	96
東京都	18	2	18	20	58
神奈川県	16	2	5	2	25
新潟県	10	0	456	1	467
山梨県	3	0	2	0	5
長野県	11	0	46	4	61
富山県	4	0	9	2	15
石川県	4	0	5	1	10
岐阜県	7	1	37	1	46
静岡県	11	0	8	0	19
愛知県	12	1	6	3	22
三重県	7	0	0	3	10
福井県	5	0	50	1	56

都道府県名	平成25年9月30日現在指定数				
	病院	診療所	薬局	政令1条 (訪問看護)	計
滋賀県	8	1	5	0	14
京都府	5	0	33	4	42
大阪府	25	1	17	26	69
兵庫県	20	2	9	8	39
奈良県	4	0	6	2	12
和歌山県	6	1	5	0	12
鳥取県	4	0	119	0	123
島根県	5	2	10	1	18
岡山県	6	0	4	0	10
広島県	7	1	8	6	22
山口県	8	1	15	0	24
徳島県	7	2	3	0	12
香川県	3	0	6	0	9
愛媛県	8	0	4	2	14
高知県	6	2	89	3	100
福岡県	16	1	6	5	28
佐賀県	7	0	5	0	12
長崎県	6	0	8	6	20
熊本県	3	0	0	2	5
大分県	3	0	3	0	6
宮崎県	5	0	0	0	5
鹿児島県	10	1	0	3	14
沖縄県	8	0	7	1	16
合計	415	30	2,405	133	2,983